

巻頭言

就任ご挨拶

農林水産省生産局 園芸作物課長 佐藤 紳



巻頭言

・就任ご挨拶

p1

特集

・平成30年度果樹対策予算概算要求の概要について

p2

・海外における品種登録の推進について

p4

中央果実協会からのお知らせ

・管理栄養士を目指す大学生等を対象とした食育セミナーの開催

p7

業務日誌

p8

人事異動

p8

7月に生産局園芸作物課長を拝命し、果樹農業関係の業務を担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、福島県の会津で生まれ、学生時代を鳥取県で過ごし、平成4年に農林水産省へ入省しました。

入省後は構造改善局を振り出しに、農蚕園芸局・生産局、農林水産技術会議事務局、経営局、省外では文部科学省や長崎県へ出向するなど、いくつもの部局を渡ってきましたが、平成6年4月から平成8年10月までの2年7ヶ月の間、当時の果樹花き課企画班に在籍しておりました。果樹関係の仕事には約20年ぶりの登板になります。当時は、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意があり、非力ながらもいわゆるUR関連対策のとりまとめに奔走したことが強く記憶に残っています。

また、当時は、うんしゅうみかんの収穫量は130万トン、りんごは100万トンの水準にあり、果実の農業産出額も9千億円を超えていましたので、生産面から見ると、現在は「ずいぶん減ったんだな」というのが正直な印象です。

他方、当時はごく一部の品目・産地に留まっていた輸出への取り組みは年々拡大の一途を辿っており、国産果実のマーケットが世界に広がっていることを実感します。国内のマーケットのみを前提とし、強まる外国産品の圧力から国産品をどう守るのかとい

う時代は既に過去のものであり、「攻め」の思想が重要なのだと改めて認識しています。

果樹農業の振興に当たっては、優良品種への改植や新技術の導入等による産地の体質強化はもとより、消費者のライフスタイルの変化等に対応した流通構造の改革や消費拡大対策など、解決すべき課題が山積していますが、特に気になるのは労働力不足の問題です。これは農業のみならず他産業とも共通の問題かもしれませんが、その中でも、果樹農業は労力需要の季節性が高いことや、急傾斜地が多く機械化が進みにくいこと、高い技術が要求されることなどから、必要な時期に必要な人材を十分に確保することが難しくなっています。マーケットから高く評価され、生産拡大を求められても労働力不足がボトルネックとなり、対応しきれない産地も多いのではないのでしょうか。

このような問題意識の下、果樹農業好循環形成総合対策事業の平成30年度予算概算要求では、労働生産性を飛躍的に向上させるため、平地等への移動改植の促進や、農地中間管理事業モデル地区における省力樹形栽培・ICTの導入等への支援を盛り込むこととしたところであり、多様な人材を果樹産地に呼び込む仕掛けづくりと併せ、生産構造の改革に取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、果樹農業の振興のため全力で頑張りますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

果物を食べて
応援しよう！

被災地を応援

特集

平成30年度果樹対策予算概算要求の概要について

農林水産省 生産局 園芸作物課 生産専門官 山本 美恵子

果樹関係施策の推進につきまして、日頃より皆様のご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。本稿では、平成29年8月31日に農林水産省が財務省に提出した平成30年度予算概算要求のうち果樹関係の対策について紹介します。

I 果樹農業好循環形成総合対策事業

1 事業の概要

果樹対策については、平成19年度から、優良品目・品種への転換を図るための改植等を支援する「果樹経営支援対策事業」を開始し、平成22年度に予算のしくみを基金事業から単年度補助金に変更し、平成23年度から改植後の未収益期間における農薬・肥料代の一部を支援する「未収益期間支援対策事業」を追加しました。さらに、平成27年度からは、主要落葉果樹の改植を促進するため、助成方法をりんごと同じ1/2相当定額に見直すとともに、新品種の新植の支援や加工用原料の高品質化を促進するための選別・出荷への支援等を新たに追加しました。

平成28年度は、新たな「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月に公表）の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援することとし、事業名「果実等生産出荷安定対策事業」から「果樹農業好循環形成総合対策事業」に変更しました。

具体的には、生産面での対策として①産地協議会と農地中間管理機構との連携強化、農地中間管理機構を活用した改植や小規模園地整備の推進、②改植や未収益期間の支援単価や需給調整対策の補充単価の見直し等、加工流通・輸出面では、①加工用果実の安定生産に資する

作柄安定技術の導入、②海外への海上輸送体制を確立するための実証、鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証等を新たに実施することとしました。

平成29年度予算では、果実の供給力の維持・強化の観点から、農地中間管理機構を活用した園地の集約化に向けた取組、果樹経営の次世代への円滑な継承に資する取組等の新規・拡充事項を盛り込みました。

このような中で平成30年度の予算要求では、新規、拡充として、将来にわたって果樹農業を持続可能なものとしていくため、急傾斜地から平場への移動改植、ICT等の省力化・低コスト化技術を活用した生産性向上により果樹産地の構造改革を推進することとし、概算要求額は平成29年度予算額に比べて3億円増となる60億円としています。

2 生産面での対策の推進

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き産地の担い手による改植等を支援するほか、以下の取組について推進します。

(1) 農地中間管理機構の活用等による面的な改植、担い手への園地集約の推進(拡充)

農地中間管理機構を活用した園地集積については、農地中間管理機構が園地を集約して改植を行う際、雑草が茂り土層が固まるなど状態が悪く、相対貸借等の対象にならない園地など、通常の改植支援経費では賄いきれない土層改良などの経費が増加する場合、平成29年度に引き続き従来の支援単価に2万円/10aの加算を行うこととしています。

また、平成30年度概算要求では、経営規模の拡大や作業性の向上等を図るため、一定面積以上の農地を集積し、急傾斜地から平地等へ移動改植を行う際、農地中間管理機構が

集約した農地で、園地の条件が悪く土層改良などの経費が増加する場合には、従来の支援単価に2万円/10aの加算を行うこととしています。

(2) 労働生産性の向上を図る取組の強化(新規)

効率的な園地集積を一層推進するため、農地中間管理機構を活用するとともに、園地が傾斜地に点在するなど面的な集積が困難な果樹の特性に対応できるよう、産地協議会が農地中間管理機構等と連携し産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区(以下「モデル地区」)」の設定を行っていただいているところですが、平成30年度概算要求では、新たに「モデル地区」を対象として、ICT等の省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証等を支援していくこととしています。

実証内容については、各産地の状況によっても変わってくると思いますが、①センサーやウェブカメラの利用など見回り作業の自動化等による作業の効率化や、灌水の自動化による高品質果実の生産等を可能にする技術、②熟練農家の着眼点や作業動作等のノウハウをデータ化し、新規就農者等が短期間で熟練農家の栽培技術習得を可能とする技術、③直線状で背の低い集合樹に仕立てることで、整枝や剪定作業を容易にし、労働時間の短縮を可能とする技術等を考えています。

なお、果樹産地の構造改革の必要性から、農地中間管理機構を活用した農地の集約・集積の取組を優先採択の要件の一つとすることとしています。

(3) 需給安定対策の推進等

計画的な生産出荷のための取組については、生産出荷目標の作成、一時的な出荷集中時に緊急的に生食用果実を加工原料用に仕向けた場

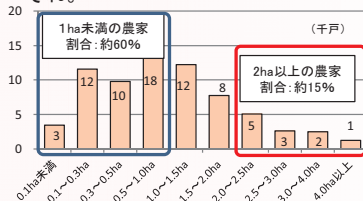
果樹農業好循環形成総合対策事業

(平成30年度予算概算要求額 6,000(5,660)百万円)

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を支援。

果実の供給力の維持・強化
【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図る産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

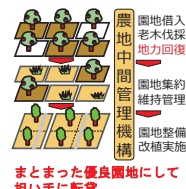
産地の担い手による改植等支援【拡充】

農地中間管理機構による面的な改植、園地集約の推進【継続】

- ・農地中間管理機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算。

【改植】	23万円/10a	(みかん等のかんきつ類)	
	17万円/10a	(りんご等の主要落葉果樹等)	
	33万円/10a	(りんごわい化栽培等)	
	1/2以内	(その他果樹)	
【未収益】	22万円/10a	(5.5万円×改植の翌年から4年分)	

+機構改植の加算額: 2万円/10a

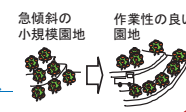


まとまった優良園地にして担い手に転賃

農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して行う改植経費への支援【新規】

- ・生産規模の拡大や作業性の向上等を図るため、**農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して改植を行う際、園地整備に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、2万円/10aを加算。**

※ 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択。



労働生産性の向上を図る取組の強化【新規】

[補助率: 定額]

- ・農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「**農地中間管理機構モデル地区**」における、**ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証**等を支援。

【技術実証の例】・ICT活用による省力的な園地管理技術やAIによる摘果技術の早期習得
・なしのジョイント栽培やりんごの高密植わい化栽培等の**省力栽培技術**

ICTの導入
ノウハウの見える化

加工原料安定供給対策の推進【継続】

- ・ストレート果汁や機能性表示の利用など、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援。

[補助率: 定額、1/2、1/3等]

消費者ニーズに合わせた国産果実加工品による需要拡大



カットフルーツ



高品質なりんごストレート果汁飲料

合の掛かり増し経費等を「緊急需給調整特別対策事業」で支援しています。

また、台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合、被害果実の加工原料用への段階的出荷のための一時貯蔵等を支援する「自然災害被害果実加工利用促進対策事業」、被害果実製品の調整保管又は産地廃棄に要する費用を支援する「果汁特別調整保管等対策事業」については、引き続き、平成29年度予算と同様の内容で実施することとしています。

3 加工流通対策の推進

輸入品が9割を占める果実加工品のシェア奪還のためには、これまで生食用果実のみを生産していた産地が、果汁工場等に高品質な原料を安定供給する体制を構築し、高品質な国産果実加工品等の生産の拡大を図るとともにその魅力を発信す

ることにより需要を拡大することが重要になっています。

このため、加工流通対策については、産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組のほか、更なる需要拡大を図るため、果実加工品等の健康への有益性に係る知識の普及や消費拡大に資する人材育成の取組等を継続して支援することとしています。

II 園芸作物生産転換促進事業

水田地帯において、生産者や実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たな園芸産地の育成に必要な取組を一体的に支援するものです。

具体的には、水田地帯において水

稲から果樹への転換による産地を育成する際の実証的取組について支援することとしており、水稲から果樹に新たに転換する際に生じる排水対策、転換田に適した栽培方法の確立、技術的な課題解決のために活用することが可能です。

また、本事業は、都道府県を事業実施主体とし、生産者、実需者等で構成される協議会を取組主体(支援対象者)として、産地の合意形成のための協議会の開催、栽培技術の専門家を招いての現地講習会、生産者間の勉強会、先進地への視察調査、品種の選定や出荷先の確保に係るニーズ把握のための実需者へのヒアリング・調査、選定品種の栽培実証試験、種苗の生産体制構築や産地労働力確保に向けた検討会等に係る経費等については定額、地下水位抑制システム等の導入による排水対策、省力化栽培・安定生産体制の構築に必要な果樹棚や屋根かけ

栽培の資材等に係る経費は1／2以内で支援を行うこととしています。

平成30年度予算については、今後、財務省との折衝を経て、本年12月に政府予算案として概算決定さ

れ、国会での審議を経て、予算成立することになります。従って、今回御案内した予算要求等の内容につきましては、予算折衝や実施要綱・要領の策定の過程で変更される場合があります。今後、各種機会をとらえて、情

報提供してまいりたいと考えておりますので、早め早めに最新情報を把握していただき、今後の事業活用につなげていただければと思います。

園芸作物生産転換促進事業

【平成30年度予算概算要求額 1,507(1,480)百万円】

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から園芸作物への転換**を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む**新しい園芸産地の育成**を支援。

【支援内容】

対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

①産地内の合意形成

水稲から園芸作物への転換に向けて、

- ・生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

②品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・地域の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験

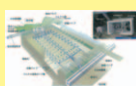


実需者と計画的に協議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で生産転換が可能か検証するため、

- ・地下水制御システム等による排水対策の実証や、
- ・栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



地下水制御システム



栽培研修

④機械・施設のリース方式による導入

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、
- ・施設野菜の生産に必要なハウスの導入、
- ・導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



【施設野菜の生産に必要な施設・機器】



＜産地育成のイメージ＞

野菜産地の育成

- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での野菜（露地・施設）を中心とした新たな産地を育成



施設野菜



露地野菜



ハウスによる施設野菜の生産



試験ほ場での機械実演

果樹産地の育成

- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での果樹を中心とした新たな産地を育成



省力的な防除に必要なスピードスプレーヤーの導入



ジョイント栽培による省力栽培・早期成園化の実現



屋根かけ栽培による高品質な果実の安定生産



果樹の生育

花き産地の育成

- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での花きを中心とした新たな産地を育成



パイプハウスによる花きの栽培



市場関係者による産地指導



新品種の実証栽培



花きの生育

特集

海外における品種登録の推進について

農林水産省 食品産業局 知的財産課 種苗室 課長補佐 田尻 加代子

〇はじめに

我が国の優良品種は海外でも高く評価され、その種苗等が海外に流出し無断栽培される状況となっています。最近でも、ぶどうの「シャインマスカット」が中国や韓国で、いちごの

「紅ほっぺ」が中国で無断栽培されているとの報道がされています。また、韓国産の「シャインマスカット」はアジア市場に輸出されていることがわかっています。

このような事態が続けば、輸出マ

ーケットの喪失につながり、農産物の輸出にも影響を及ぼすものとして懸念されます。

しかしながら、皆様もよくご承知のとおり種苗等の国外への持ち出し等を物理的に防止することは困難であ

り、対策としては海外において品種登録(育成者権の取得)を行うことが不可欠です。

○海外で品種登録することの重要性

海外で品種登録することにより、種苗の回収・廃棄、栽培の差止め・伐採、損害賠償等といった対抗措置をとることが可能となります。品種登録がされていない場合、例えば、種苗の譲渡契約時に、相手方に対して海外持出しを禁止する旨の条項を設定しても、契約当事者のみしか対象にならず、第三者に流出した場合は効力が及びません。意図的に流出させたなどの立証は困難であり、対応措置も契約先で発生した損害の賠償請求のみと限定的な措置しか取れません。

品種名とは違う名称で商標を取得し、ブランドとして品種を保護するという戦略をとる場合も見られますが、商

標では「名称」や「マーク」しか保護されず、生産自体の差止めはできません。繰り返しになりますが海外での無断栽培を止めさせるには、海外で各国毎に品種登録が必要であることをご理解ください。

○海外で品種登録する上での留意点

海外での品種登録については、UPOV 条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)に基づき自国内で譲渡開始後、果樹等木本性植物は6年以内、それ以外は4年以内に出願申請を行わなければなりません。その期間を過ぎると品種登録はできません。例えば、ある品種について市場性を検討している間に、海外での出願期間が過ぎてしまうと、その品種が無断で海外に持ち出され、生産・販売されても、それを差し止めること

はできません。栽培試験のため種苗を輸出する際に、相手国での通関、植物検疫等で予期せぬ時間がかかることも予想されます。自国内で品種登録の出願後、速やかに外国で出願することが望まれます。海外への出願には時間的余裕を持って対応してください。

○農林水産省における海外への品種登録出願支援について

農林水産省では、「本物を守る」ため海外での知的財産権取得等の支援を輸出環境の整備の柱として位置づけ、平成28年度補正予算から、海外品種登録出願に係る経費、相談窓口の設置、海外出願マニュアル作成を支援しています。

平成30年度予算概算要求においては、我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、品種登録出

海外での品種登録の必要性

UPOV条約に基づく国際ルール

- 相手国で品種登録可能な品種は持ち出し自由。
- 自国内で譲渡開始後4年(木本は6年)以内しか外国で登録できない。

自国内で品種登録後、速やかに外国で登録しなければ保護できない

しかし、日本の農業関係者は海外での育成者権保護の必要性に気付いていない。

韓国のケース

日本のイチゴ品種が自然に流入
↓
当該品種を基に韓国で品種改良
↓
タイなどアジアマーケットに輸出
(平成25年度農林水産省「東アジア包括的育成者権侵害対策強化委託事業報告書」)

中国のケース

出願可能期限を経過した品種が中国に移入
紅ほっぺ
シャインマスカット
↓
中国で栽培成功。日本原産として高値で苗木取引
↓
“中国広西自治区でシャインマスカット産地化に成功”
(現地新聞情報)

可能性のあるマーケットを喪失

願(育成者権取得)や侵害対応等に係る経費を支援するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進する「植物品種等海外流出防止総合対策事業」(補助事業、委託事業と合わせて5億円)を要求しています。

以下、平成30年度予算概算要求の主要な事項について御紹介します。

【植物品種等海外流出防止総合対策事業(補助)】

①海外品種登録経費の支援について(補助率:定額、1/2)

一般的な品種登録の手続きは、海外当局に出願書類を提出、受理後、種苗提出命令により種苗を提出し、栽培試験等を実施します。その

後、区別性等品種登録要件を満たした場合に品種登録されます。出願から登録までの期間は、日本では平均3年弱となっていますが、この期間は、植物の種類、出願のタイミング、出願先国の都合によって違い、果樹のように3年以上かかることが多い植物もありますし、1年草の草花のように3年もかからないことが多いものもあります。

海外への出願の場合、出願料、書類作成費、栽培試験費、提出種苗輸送経費(通関経費)、手続き事務等を行う内外代理人費等の経費がかかることが想定されます。

事業では、支援対象である植物品種の育成者権者(農業者、種苗業者、都道府県、独立行政法人等)に対し、これらの品種登録出願に係る経費を助成することとしています。

②海外出願支援体制の整備について(補助率:定額、2/3(侵害対応))

主要国への品種登録出願から登録までの関係法令、出願申請書のひな形等の情報を取りまとめた海外出願マニュアルの作成、海外への品種登録出願の相談を一元的に受け付ける相談窓口を設置します。

また、植物品種の育成者は、国内市場のみに意識が向き、海外への品種登録出願への意欲は高くないことが一般的です。このため、海外出願の必要性やその方法について関係者に対し周知を図っていくこととしています。

更に、海外での無断増殖等の実態は十分把握されていないことから、優良品種の海外流出・侵害実態調査を行うとともに、海外において育成者権侵害があった場合には、栽培の差止め等適切な侵害対応を行っていくための支援を行うこととしています。

植物品種等海外流出防止総合対策事業【500(83)百万円(拡充)】

我が国農産物の輸出振興に向けて、海外における我が国種苗の無断増殖を防止するため、海外における品種登録(育成者権取得)や侵害対策等に対して支援するとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進。

1 植物品種等海外流出防止総合対策事業(補助)

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム(事業実施主体)

海外出願経費の支援

海外で品種登録出願を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる品種について、**海外出願に係る経費を支援**

海外出願支援体制の整備

- ・海外での育成者権取得に関する**相談窓口の設置**
- ・主な出願先国への**海外出願マニュアルの作成**
- ・**育成者権取得の必要性等に関する周知**
- ・我が国優良品種の**海外流出・侵害実態調査**
- ・海外での**育成者権侵害対応に係る経費を支援**

海外出願相談・支援申請

出願経費の支援
(定額・1/2)

海外での権利侵害発生

侵害対応経費の支援(2/3)



育成者権者



我が国からの輸出農産物と競合し得る優良品種の海外への流出・無断増殖を防止して、**輸出促進に貢献**

2 植物品種等海外流出防止総合対策事業(委託)

東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決、国内外における種苗産業現状の調査 等

【植物品種等海外流出防止総合対策事業(委託)】

①国際的な植物品種保護制度の整備・充実に向けた取組について

アジアの多くの国はUPOV条約に未加盟であり、これらの国において、品種が十分に保護される仕組みがないことも課題となっています。このため、各国の政策決定者等による「東アジア植物品種保護フォーラム」の開催、植物新品種の審査に必要な審査技術研修への専門家派遣等の協力活動を実施することとしています。

○最後に

青果物については、個人、都道府

県、独立行政法人等が育成した品種の何れも過去において海外に流出した事例がありました。独立行政法人とともに都道府県が開発した品種は輸出品としても有望なものが多いので、予算が概算決定された際には、「植物品種等海外流出防止総合対策事業」を活用し、都道府県の育成品種を遍く海外に品種登録していただきたいと考えています。

当面、海外展開する予定がなくとも、海外で品種登録しなければ、海外での栽培は自由となってしまう、海外で無断栽培された場合、当該品種を栽培したり、それを輸出する農業者にも影響が及ぶこととなります。

生産振興に関わる行政関係者、JA等農業団体の皆様からも都道府県の試験場や知的財産部局、農業者等育成者権者又はその関係者に海外の品種登録を行うよう働きかけていただければ幸いです。

(参考)

農林水産省品種登録ホームページ

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

<https://www.jataff.jp/project/hinsyu/index.html>

中央果実協会からのお知らせ

管理栄養士を目指す大学生等を対象とした食育セミナーの開催

—需要促進部—

当協会では、くだものの栄養・健康機能性等について理解を深め、果物の摂取拡大を通じた食生活バランスの改善と健康増進を図ることを目的として、毎年度、食育セミナー(出前講座)を実施しています。

平成28年度においては、国民の食生活や健康維持に携わる管理栄養士を目指す大学生や幼児教育・社会福祉を学ぶ大学生等を対象に、4大学で実施しました。平成29年度においても既に4大学での実施を予定しており、この他にも栄養士や栄養学を学ぶ学生を対象としたセミナーを農林水産省東北農政局との共催で実施する予定です。

平成17年に厚生労働省と農林水

産省が決定した「食事バランスガイド」では、「毎日果物を適量欠かさず摂るように心がける」とし、摂取の目安として1日に約200グラム摂ることを勧めています。実際の果物消費量は摂取目標量を大幅に下回る状況が続いており、国際的にみても先進国の中では最低の水準にとどまっています。特に、20歳代～40歳代の働き盛りの年代では消費量が少なく、この背景には「甘い果物はカロリーが高いという誤解」、「果物は血糖値を上げ易いという誤解」なども影響しているのではないかと思います。

セミナーには果物の専門家を講師として派遣し、このような誤解を解くための正しい知識や、果物の摂取が糖

尿病などの生活習慣病やガンの予防に有効であることなどを分かりやすくお伝えします。

セミナーを通じて果物に対する正しい知識や食生活バランス・健康維持のための果物の大切さについて理解が進み、果物摂取が少ない若者達の摂取拡大とともに、社会に出てからの国民の食生活改善や健康維持のための活動に役立てていただけるものと期待をしています。

セミナー講師の派遣、資料の提供等は当協会が負担しますので、セミナーの実施を希望される大学、団体、自治体等がありましたら、ぜひ当協会までご連絡ください。



(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電 話：03-3586-1381
FAX：03-5570-1852

編集・発行人
今井 良伸

印刷・製本
(有) 曙光印刷



当協会 Web サイト
URL:
www.japanfruit.jp

お知らせ

毎日くだもの200グラム運動
メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は
当協会下記ホームページをご覧ください。

<http://www.japanfruit.jp>

公募中 国産果実需要適応型取引手法実証の取組 (平成29年度加工原料安定供給連携体制構築事業のうち)

実需者のニーズに対応した国産果実の取引実証を支援します！

例えば、カットフルーツ形態での流通、地産地消に取り組む学校給食用出荷、販売形態や流通経路の工夫、出荷時期の移動など

事業実施主体

- ・生産出荷団体(農協等)
- ・生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び協議会 等

支援内容(支援対象経費の例)

事業実施主体が、**国産果実の新たな取引実証**を行う際に必要となる以下の取組にかかる経費が支援対象です。

- 1 取引に係る供給・販売計画の策定
- 2 取引の実施
 - ① 需要に応じた安定生産・出荷の取組
 - ② 流通の多様化・低コスト化等の取組
 - ③ 需要拡大への取組



ご応募について
当協会まで
お気軽に
ご相談ください。

補助率・補助金額の上限

- ・補助率は**定額**・補助金額の上限は**1事業実施主体あたり800万円**

業務日誌

- 29.8.1 全国柑橘消費拡大協議会総会 (於 大田市場)
- 29.8.1 平成29年度全国果実生産出荷安定協議会第3回かんきつ部会 (於 大田市場)
- 29.8.3 果物の消費に関する調査検討委員会(第1回) (於 三会堂ビル)
- 29.8.4 主要果樹産地における流通の実態把握調査検討委員会(第1回) (於 三会堂ビル)
- 29.8.7 平成29年度公募事業第2回選定委員会(於 三会堂ビル)
- 29.9.6 平成29年度全国みかん生産府県知事会議総会 (於 砂防会館)
- 29.9.7 平成29年度全国果実生産出荷安定協議会第4回かんきつ部会 (於 大田市場)
- 29.9.8 平成29年度全国果実生産出荷安定協議会第4回りんご委員会(於 J Aビル)
- 29.9.25 新たな果樹生産技術に関する調査検討委員会(第2回) (於 三会堂ビル)

人事異動

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		29.7.11	紅林 茂	静岡県協会会長
就任	静岡県協会会長	29.7.12	清 周二	
退任		29.7.19	北郷 栄	鹿児島県協会理事長
就任	鹿児島県協会理事長	29.7.19	永福喜作	
退任		29.7.21	谷口俊二	三重県協会会長理事
就任	三重県協会会長理事	29.7.22	萩 隆	
退任		29.7.31	辻 初次	佐賀県協会理事長
就任	佐賀県協会理事長	29.7.31	中村直己	
退任		29.8.23	緒方義範	福岡県協会理事長
就任	福岡県協会理事長	29.8.23	倉重博文	